

技術・家庭科（家庭分野）の改訂の方向性（たたき台案）

現行学習指導要領

A 家族・家庭と子どもの成長

- (1) 自分の成長と家族
- (2) 家庭と家族関係
- (3) 幼児の生活と家族

B 食生活と自立

- (1) 中学生の食生活と栄養
- (2) 日常食の献立と食品の選び方
- (3) 日常食の調理と地域の食文化

C 衣生活・住生活と自立

- (1) 衣服の選択と手入れ
- (2) 住居の機能と住まい方
- (3) 衣生活、住生活などの生活の工夫

D 身近な消費生活と環境

- (1) 家庭生活と消費
- (2) 家庭生活と環境

検討事項

家庭科の見方や考え方

家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係わる生活事象について、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承・創造、持続可能な社会を構築等の視点から解決すべき問題を捉え、よりよい生活の実現に向けて考察すること

「論点整理」における指摘事項

- ・生活の科学的な理解
- ・生活課題を解決する能力と実践的な態度の育成
- ・小・中・高等学校教育を通じて育成すべき資質・能力の明確化
- ・各学校段階を通じて、家庭や社会とのつながりを重視
- ・少子高齢社会、資源や環境に配慮したライフスタイルの確立や持続可能な社会づくりのための力、他者と共生し自立て生活する力、生涯を見通して生活を設計し創造していく力の育成

関連する会議における提言等

- 少子化社会対策大綱(H27. 3. 20閣議決定)
妊娠や家庭・家族の役割については、発達の段階に応じた適切な教育の推進を図る
- 高齢社会対策大綱(H24. 9. 7閣議決定)
高齢社会に関する課題や高齢者に対する理解を深める
- 第3次男女共同参画基本計画(H22. 12. 17閣議決定)
家庭を築くことの重要性などについての指導の充実を図る
- 食育推進基本計画(H23. 3. 31食育推進会議決定)
学校教育全体を通して食育を組織的・計画的に推進する
- 和食の無形文化遺産登録(H25. 12. 4)
日本の伝統的な食文化
- 消費者教育の推進に関する法律(H24. 8. 22)
学校における消費者教育の推進
- 環境基本計画(H24. 4. 27閣議決定)
学校や社会におけるESDの理念に基づいた環境教育等の教育を推進する

今後の方向性(案)

目指す資質・能力等

- 生活者として自立するために必要な基礎的・基本的な知識・技術
- ・家庭の基本的な機能及び家族、幼児、高齢者に関する知識・理解、技術
- ・生活の自立に必要な衣食住に関する知識・理解、技術
- ・消費生活や環境に配慮したライフスタイルを確立するための基礎となる知識・理解、技術

- これからの生活を展望して、よりよい生活を目指して課題を解決し、生活の中で活用する能力

生活の中から課題を見いだし、身に付けた知識と技術を家庭分野における見方や考え方を踏まえて活用し、生活を工夫し創造する能力

- 自分と家族、家庭生活と地域との関わりを考え、生活を工夫し創造しようとする実践的な態度

自分と家族、家庭生活と地域との関わりを考え、地域の人々と協働し、生活を工夫し創造しようとする実践的な態度

内 容

● 家族・家庭生活に関する内容

- 少子高齢化への対応における小中高の系統性を考慮した内容の改善
- ・家庭の機能や幼児理解、高齢者との交流など、家族や地域の人々との関わり、家庭生活と地域との関わりに関する内容の充実（実践的な学習は他教科等と連携）
- 家庭や地域社会との連携を図り、「生活の課題と実践」等、主体的に取り組む問題解決的な学習を一層充実

● 衣食住の生活に関する内容

- 衣食住の生活における小中高の系統性を考慮した内容の改善
- ・生活の自立を促すための基礎的な技術の確実な習得を図る学習の充実
- ・健康で安全な食生活のための食育の充実
- ・日本の生活文化の継承に係る学習の充実
- 生活の科学的な理解の重視
- 家庭や地域社会との連携を図り、「生活の課題と実践」等、主体的に取り組む問題解決的な学習を一層充実

● 身近な消費生活と環境に関する内容

- 持続可能な社会の構築への対応における小中高の系統性を考慮した内容の改善
- ・消費・環境に配慮したライフスタイルの確立の基礎となる内容の充実（実践的な学習は他教科等と連携）
- 家庭や地域社会との連携を図り、「生活の課題と実践」等、主体的に取り組む問題解決的な学習を一層充実

小・中・高の系統性、既存の内容の関連性、家庭分野における見方や考え方を踏まえた内容の改善